

平成30年度第3回千葉県環境審議会企画政策部会 議 事 録

日時 平成31年1月28日（月）

午後2時00分 ～

場所 千葉商工会議所12階 研修室A

目 次

1. 開 会	1
2. 環境生活部長あいさつ	2
3. 企画政策部会長あいさつ	2
4. 議事	
(1) 千葉県環境基本計画（修正案）について	3
(2) 千葉県地球温暖化対策実行計画の平成 29（2017）年度取組実績等について	23
(3) その他	27
5. 閉 会	27

1 開 会

司会 ただいまから、千葉県環境審議会企画政策部会を開催いたします。私は、本日の司会を務めます、環境政策課の渡邊と申します。よろしく願いいたします。はじめに、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、環境基本計画関係ですが、「千葉県環境基本計画（修正案）」、資料1「企画政策部会における主な意見とその対応」、資料2「意見募集に係る主な意見とその対応」、資料3「市町村からの主な意見とその対応」、参考資料の見え消し版の環境基本計画（修正案）です。次に、千葉県地球温暖化対策実行計画の取組実績関係で、資料4「千葉県の温室効果ガス排出量について」とその詳細資料、資料5「千葉県地球温暖化対策実行計画 主な取組の平成29年度実績」とその取組一覧です。過不足等ございませんでしょうか。

本日は、委員総数10名に対し、8名の委員の御出席をいただいております。半数以上の委員が出席されておりますので、千葉県行政組織条例第33条の規定により、本日の会議が成立していることを御報告いたします。

なお、瀧委員と石渡委員におかれましては、所用により、本日は御欠席となっております。

司会 次に、県関係職員を紹介いたします。環境生活部長の玉田でございます。環境生活部次長の生駒でございます。環境政策課長の野溝でございます。環境政策課副参事兼政策室長の中村でございます。

次に、この会議及び会議録は、千葉県環境審議会運営規程第10条第1項及び第11条第2項の規定により原則公開となっております。本日の会議の公開につきましては、公正かつ中立な審議に支障がないものと考えられますので、公開といたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

司会 それでは、公開することといたします。

2 環境生活部長あいさつ

司会 それでは、開会に当たりまして、環境生活部長の玉田から御挨拶申し上げます。

玉田環境生活部長 環境生活部長の玉田でございます。委員の皆様方におかれましては大変お忙しい中、千葉県環境審議会企画政策部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には日頃から本県の環境行政の推進に御指導をいただき、重ねてお礼申し上げます。

さて、本日御審議いただきます環境基本計画につきましては、昨年の2月に知事から諮問させていただきまして、これまで4つの部会で延べ6回にわたりまして審議を重ねてきたところでございます。特に、この企画政策部会におかれましては、今回で4回目の御審議をお願いするということございまして、この間、皆様から貴重な御意見を賜り、この先10年間を見通しました本県の環境の保全に関する基本的な計画ということで、内容の充実が図られてきたものとあらためて感謝申し上げる次第でございます。

本日は、前回の部会における御意見や、昨年11月に実施したパブリックコメントなどを踏まえて修正した計画（案）について、御審議をお願いしたいと考えております。また、本年度に確定した2015年度の千葉県の温室効果ガス排出量と、千葉県地球温暖化対策実行計画の昨年度の取組実績について御報告させていただきます。

委員の皆様方には、引き続き、大所高所からの御指導・御鞭撻をお願い申し上げます。本日は、よろしく願いいたします。

3 企画政策部会長あいさつ

司会 それでは、審議に入るに当たり、倉阪部会長に御挨拶をいただきたいと存じます。

倉阪部会長 倉阪でございます。この会議で第三次千葉県環境基本計画の案を決めていきたいというように考えております。この間、国の方では第五次環境基本計画ができて、2015年の持続可能な開発目標、パリ協定という大きな節目を受けて、特にSDGsを受けて、環境だけではなくて、社会、経済の課題を同時に解決していこうと。地域循環共生圏、このネーミングが浸透するかどうかわかりませんが、そういったも

のを地域で解決していこうと、こういった方向が示されております。これまでの議論で千葉県の環境基本計画について、その方向に向けた形をある程度整えられたのかなと思っております。今日御審議いただき、今後これを基に千葉県の方で地域循環共生圏の実現に向けた取組が進んでいくことを期待したいと思います。よろしくお願いいたします。

司会 どうもありがとうございました。それでは、これより議題の審議をお願いいたしますが、議事の進行につきましては、千葉県行政組織条例第 33 条の規定により、倉阪部会長をお願いいたします。

4 議事（1）千葉県環境基本計画（修正案）について

倉阪部会長 それでは、これより千葉県環境審議会企画政策部会の議事に入りたいと思いますが、議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。議事録署名人を佐々木委員と畠山委員にお願いします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日の議題は、審議事項の「千葉県環境基本計画（修正案）について」と報告事項が1件となっております。

それでは最初の議題の千葉県環境基本計画（修正案）について、事務局から説明をお願いします。

渡部環境政策課主幹 環境政策課の渡部と申します。よろしくお願いいたします。申し訳ございませんが、着座にて説明させていただきます。

環境基本計画につきましては、昨年3月26日に第1回目の企画政策部会を開催して以来、これまで企画政策部会において3回御審議いただきました。企画政策部会における同計画の審議につきましては、本日で最後とし、今後は個別に調整させていただきたいと考えております。環境審議会の答申を経て、3月までに計画を決定したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の説明内容ですが、前回10月の企画政策部会における意見、パブリックコメント、市町村からの意見に基づき、計画案を修正しましたので、企画政策部会の御意見を中心に、主なものについて説明させていただきます。資料ですが、計画の修正案、資料1から3により説明させていただきます。

計画の修正案ですが、表紙に記載してありますとおり、企画政策部会の意見を踏まえ修正した箇所には下線を付してあります。それ以外のパブリックコメント等を踏まえ修正した箇所には破線を付してあります。

それでは、企画政策部会の意見に基づく修正について御説明します。資料1「企画政策部会における主な意見とその対応」を御覧ください。企画政策部会開催後にいただいた御意見も含め、47の御意見について整理してあります。資料の左側が部会でいただいた御意見で、右側がその御意見への対応を記載しております。「対応」欄に記載してある頁と行は、計画（案）で関係する箇所を表しており、計画（案）では関係する箇所に下線を付してあります。

まず、No. 1で、三輪委員から「温室効果ガス排出量の直近の実績値と対1990年度の伸び率を記載すべきである」、また、No. 2で倉阪部会長から「温室効果ガス排出量の全体の数値も記載すべきである」との御意見をいただきました。

この御意見につきましては、資料の右側「対応」欄になりますが、第2章第1節「基本認識」の「地球温暖化」において、本県における2013年度の温室効果ガス排出量を記載するとともに、1990年度と比較した増加率も記載しました。

次に、No. 6、また2ページのNo. 7、9で、池邊委員からそれぞれ「都市公園の整備」「壁面緑化」「市民緑地制度」について具体的な修正案を示していただきました。

これらの御意見につきましては、御意見のとおり修正及び追加をいたしました。なお、No. 8の「農園レストラン」に関する御意見につきましては、本計画では都市の緑の保全等、環境保全の内容を主としているため、この部分の文言については、農地としての利用を基本とすることとし、原案のとおりとしました。なお、農地を活用した農家レストラン等の設置については、農地保全と産業振興の両面を総合的に判断しながら、今後も取り組んでまいります。

次に、3ページ、No. 12で、佐々木委員から「漁場環境の変化への的確な対応」において、土砂に触れてもらいたいが、干潟を維持・再生するという言い方にするだけでも大分違うと思う」との御意見をいただきました。

この御意見につきましては、第4章第5節「2 良好な水環境の保全」の主な取組「漁場環境の変化への的確な対応」で、「干潟を維持・再生するために」と「再生」を追記しました。

次に、No. 15で、瀧委員から「基本目標」の「2 循環型社会の構築」について、「減量化」という文言はなじまないのではないか」、また、No. 16で、倉阪部会長から「減量化」ではなく「排出抑制」の方がわかりやすいのではないか」との御意見をいただきました。

この御意見につきましては、第2章第3節「基本目標」の「2 循環型社会の構築」で、「廃棄物の減量化や再資源化」という記述を「廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物の循環的な利用や」に修正しました。

次に、No. 17で、石渡委員から「千葉県にはすでに不法投棄されてしまったものが残っていると思うが、これに関する記述はどこにあるのか」との御意見をいただきました。

この御意見につきましては、第4章第2節「2 廃棄物等の適正処理の推進と不法投棄の防止」の主な取組「廃棄物の不法投棄対策」で、残存している過去の不法投棄に対する取組を追記しました。

次に、4ページ、No. 19で、畠山委員から「国が環境配慮型のガソリンスタンドの認定制度を開始したが、ガソリンスタンドからのVOCの排出抑制について記載が必要ではないか」との御意見をいただきました。

この御意見につきましては、第4章第5節「1 良好な大気環境の確保」の主な取組「揮発性有機化合物の排出抑制指導」で、「国の「大気環境配慮型SS認定制度」の周知により、ガソリンスタンドからの揮発性有機化合物の排出抑制の自主的取組を促進します」と追記しました。また、主な取組「大気環境にやさしいライフスタイルの啓発」で、「県民に「大気環境配慮型SS」の利用など、大気環境にやさしいライフスタイルの定着を呼びかけます。」と追記しました。

次に、No. 22で、桑波田委員から「環境保全活動を促進する人材の育成について、児童・生徒を対象とした記載になっているが、現在活動しているリーダーの高齢化が進んでいることから、その後を引き継ぐ成人リーダーやコーディネーターの育成についても記載していただきたい」との御意見をいただきました。

この御意見につきましては、第4章第6節「1 環境学習の推進と環境保全活動の促進」の主な取組「環境保全活動を促進する人材の育成」で、「地域で環境保全活動を牽引するリーダーや、連携・協働を推進するコーディネーター等を育成するとともに、次世代を担う児童・生徒が、環境問題を自らの課題として理解し、主体的に判断し行動できるよう育成します」と修正しました。

次に、No. 23で、倉阪部会長から「基本認識の「2 地球温暖化」における「燃料からの転換」という記載について、「二酸化炭素排出量の大きい燃料からの転換」と記載できないか」との御意見をいただきました。

この御意見につきましては、「二酸化炭素の排出量が大きい燃料の転換」と修正しました。

次に、No. 24で、倉阪部会長から、再生可能エネルギーの課題で、「「国において、再生可能エネルギーの導入拡大のため、これらの課題等の解決に向けた検討がなされています」という記述を「国において」を削除した上で、「再生可能エネルギーの導入拡大のため、これらの課題等の解決に向けた検討を進める必要があります」と修正するなど、主体的な記述にできないか」との御意見をいただきました。

この御意見につきましては、「国において」を削除した上で、「再生可能エネルギーの導入拡大のためには、国、県、市町村が連携しながら、これらの課題等の解決に向けた検討を進めていく必要があります」と修正しました。

次に、5ページ、No. 26の河井委員からの御意見ですが、この意見は部会開催後にいただいた意見でございます。

「各業界では自主的な行動計画に基づき二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいることから、「省エネルギーの促進」の主な取組「一定規模以上の事業者による取組の促進」において、二酸化炭素排出量の削減を図るための仕組みを検討するに当たり、そのような取組状況を踏まえることを記載していただきたい」との御意見をいただきました。

この御意見につきましては、「第4章第1節「2 省エネルギーの促進」の主な取組「一定規模以上の事業者による取組の促進」で、「各業界の自主的な行動計画に基づく排出量削減の取組状況を踏まえた上で検討する」旨を記載しました。

次に、指標に関する御意見でございます。6ページ、No. 29の池邊委員からの御意見で、「「都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積」の「全国平均値に近づけます」という目標ではなくて、進捗がわかるような指標を設定すべきである」との御意見をいただきました。

この御意見につきましては、「都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積」を「都市公園箇所数」に変更し、目標を「2025年度に7,040箇所」と修正しました。

次に、No. 31の三輪委員からの御意見で、「温室効果ガスの排出量を指標として入れるべきである」との御意見をいただきました。

この御意見につきましては、「千葉県地球温暖化対策実行計画」では、2030年度の取組目標として、主体ごとに、単位当たりエネルギー消費量で設定していることから、「省エネルギーの促進」の指標については、実行計画と整合を図る観点から、温室効果ガス排出量ではなく、主体ごとの単位当たりエネルギー消費量で設定することとしました。

次に、7ページ、No. 33、36の瀧委員からの御意見で、「指標についてPDCAサイクルを回すために、可能な限り目標を数量化すべき」という趣旨の御意見をいただきました。

この御意見につきましては、指標の目標を可能な限り数量化しました。恐れ入りますが、計画案の105ページを御覧ください。

まず、「2 良好な水環境の保全」の「河川的环境基準達成率」ですが、修正前は「河川・湖沼・海域的环境基準達成率」で、目標が「全国値並みの達成率を確保します」でしたが、「河川的环境基準達成率」に変更した上で、目標を過去に達成実績のある水域すべてでの達成を目指すこととし、「91.4%」、「70水域中64水域で達成」と数量化しました。

次に106ページを御覧ください。「東京湾的环境基準達成率」ですが、修正前の目標は「向上させます」としていましたが、過去最高の達成率以上を目指すこととし、「72.7%」「11水域中8水域で達成」と目標を数量化しました。

また、「3 良好な土壌環境・地盤環境の保全」の指標「2cm以上の地盤沈下面積」ですが、修正前の目標は「無くします」「早期達成」でしたが、「0km²」「毎年度」に修正しました。

このほかに、「4 騒音・振動・悪臭の防止」の指標「航空機騒音の環境基準達成率」ですが、修正前の目標はすべての空港等で「達成率を向上させます」としていましたが、羽田空港、木更津飛行場で「100%」「毎年度」、下総飛行場で「100%」「2028年度」と目標を数量化しました。

それでは、資料1の8ページにお戻りください。次に、No. 38の佐々木委員、No. 39の畠山委員から、指標「光化学スモッグ注意報の年間発令日数」の目標が「削減を目指します」となっていることについて、具体的に数量化すべきとの趣旨で御意見をいただきました。

また、No. 40、倉阪部会長から、「国が検討していた光化学オキシダントの新たな指標について、もし使える指標があれば採用してもよいのではないか」との御意見をいただきました。

「光化学スモッグ注意報の年間発令日数」につきましては、現況に「2013年度から2017年度までの年間発令日数の平均」を記載するとともに、その日数を「半減」することを目標として設定しました。

なお、国が検討していた光化学オキシダントの新指標につきましては、「光化学スモッグ注意報の年間発令日数」で「半減」という目標を設定したことと、光化学オキシダントの指標は、発令回数や環境基準達成率との関係が不明確であることから指標として設定しないこととしております。

次に、9ページ、No. 42で佐々木委員から、「指標「印旛沼の水質」について目標が「水清く、自然の恵みにあふれ、穏やかで豊かな印旛沼流域の再生」となっていて、判断に難しい表現になっている」との御意見をいただきました。

この御意見につきましては、指標「印旛沼の水質」と「手賀沼の水質」について、目標を「5年ごとに策定する湖沼水質保全計画の水質目標値を達成しつつ、環境基準をできるだけ早期に達成します」と修正するとともに、参考として、湖沼水質保全計画の水質目標値及び環境基準を併記しました。

最後に、No. 45から47の倉阪部会長からの意見で、「気候変動に係る適応策の策定市町村数」「エネルギー生産性に当たるような指標」「ISO14001またはエコアクション21の認証取得事業件数」の3つの指標を追加すべきとの御意見をいただき、それぞれ指標を追加しました。

なお、No. 46「エネルギー生産性に当たるような指標」につきましては、計画案の86ページになりますが、委員の皆様事前に送付した時点では「県内総生産及び最終エネルギー消費量の増減率」で、目標を「最終エネルギー消費量の増減率を県内総生産の増減率より小さくします」としておりましたが、倉阪部会長の御意見に基づき、指標名を「最終エネルギー消費量当たり県内総生産」、目標を「増加させます」に変更いたしました。部会における意見への対応は以上でございます。

次に、資料2「意見募集に係る主な意見とその対応」を御覧ください。パブリックコメントによる意見募集は、昨年11月22日から12月19日まで行い、1名及び1社から延べ15件の御意見をいただきました。いただいた御意見はいずれも表現をより適切にするための御意見や簡易なもので、基本的には御意見を踏まえ、修正を行

いました。ここでは2点ほど説明させていただきます。資料2の2ページを御覧ください。

No. 6の御意見で、第4章第3節「3 地域の特性に応じた環境の保全」の指標「農用地面積」の目標が「121,500ha」となっていることについて、「農用地の保全をうたっておきながら、現況より目標の数値が小さくなっており、減少させることが目標ととられかねないことから、「121,500ha以上」と表現すべき」との御意見をいただいたことから「121,500ha以上」と「以上」を追加いたしました。

また、No. 8の御意見で、第4章第5節「1 良好な大気環境の確保」の主な取組「低公害車の普及促進」で、低公害車に該当する自動車を明記した方がわかりやすく、県民の具体的な行動につながっていくと思うことから、低公害車の定義を注記することを提案する」との御意見をいただきました。

この御意見を踏まえ、「電気自動車、燃料電池自動車を含む九都県市指定低公害車などの低公害車」と修正しました。

次に、市町村からの意見に基づく修正について御説明します。資料3「市町村からの主な意見とその対応」を御覧ください。市町村からの意見は、12市町から41件の御意見をいただきました。このうち主なものについて御説明いたします。

No. 4で御宿町から「大規模開発となる場合があるメガソーラーに対する地域の不安の解消を図る取組を検討してほしい」との御意見をいただきました。

この御意見についてですが、大規模な太陽光発電施設の設置については、現在、国において、環境影響評価法の対象とする方向で検討が行われており、県ではこれまで、法の対象事業については、基本的に県条例の対象としていることから、国の動きを注視しているところでございます。また、太陽光発電事業の長期安定化に向け、国において、太陽光パネルを斜面に設置する際の技術基準の見直し等の安全確保対策や、太陽光パネルの適切な廃棄対策などについて、検討することとしています。県としましては、国の動きや、県で進めている太陽光発電に係る国のガイドラインの効果や課題の分析などを踏まえ、更なる対応が必要であれば、各市町村で地域の実情に応じた対応ができるよう、適切な手法について検討してまいりたいと考えております。

次に、3ページ「再生土への対策の推進」の関係で、No. 10から4ページのNo. 15まで6件の御意見をいただきました。主な内容は、汚泥等を中間処理した再生土には産業廃棄物の混入が起りやすいことを考えると、再生土を埋立て等で再

利用することが現段階で適切か検討すべきである。周辺の生活環境の保全に配慮するのであれば、少なくとも残土条例と同じレベルで規制すべきであるというものです。

再生土は、適正に利用する限り安全で有用な資材ですが、県内における再生土を利用した土地の埋立て等の一部には、不適正な施工方法による崩落等や周辺の植生への悪影響が見られる事例が発生しています。このため県では、再生土条例を制定し、崩落等の発生を防止するための基準や、埋立て区域から流出する水による周辺の植生への悪影響を防止するための基準を設けるとともに、500 m²以上の埋立てを「特定埋立て等」と定義して、届出等の義務を課すこととしました。なお、土壌環境基準を超える有害物質を含むなど、埋立て資材としての品質を有していない再生土は廃棄物であり、廃棄物処理法で対応することとなります。今後は本条例のほか、関係法令を厳格に適用することにより、県民生活の安全の確保並びに地域の生活環境の保全に努めてまいります。

次に、5 ページ、No. 18 で千葉市から「指標「希少野生生物の保護回復計画の策定」の目標を「全市町村で策定」としているが、計画の「主な取組」において、当該指標に該当する施策が掲載されておらず、関連性が不明確であるため、再考願いたい」との御意見をいただきました。

この御意見につきましては、第4章第4節「1 希少野生生物の保護・回復」の主な取組「希少野生生物の保護・回復」で、「市町村等の取組に対しても情報提供や人的支援を行います」と市町村への支援について追記しました。

次に、6 ページ、No. 24 で南房総市から「イノシシやハクビシン、アカゲザルなどの農作物への被害を既に及ぼしている事案について、県として具体的かつ積極的な取組が書かれていない」との御意見をいただきました。

この御意見につきましては、具体的かつ積極的な取組等については、個別計画である第12次鳥獣保護管理事業計画や特定外来生物防除実施計画により対応してまいります。計画案の第4章第4節「3 有害鳥獣対策の強化」で、「より精度の高い野生鳥獣の生息状況の把握」に修正するなど、表現を一部見直しました。

7 ページ以降は、第5章第2節「5 各主体に求められる取組」に関する御意見で、基本的には市町村からいただいた御意見どおり修正しております。修正した計画案に関する説明は以上でございます。

最後に計画決定後の予定について御説明いたします。3月を目途に計画を決定したいと考えておりますが、計画決定後、広く県民に環境基本計画を広報するため、計画

の広報版を来年度のなるべく早い段階で作成してまいります。広報版では、現行計画と同様にわかりやすいものにするため、図表、写真、コラム、用語解説等を掲載してまいりたいと考えております。広報版に掲載するこれらの事項につきましては、これまでの環境基本計画と同様に、部会の審議事項とはしていませんので、御了承願います。私からの説明は以上でございます。

倉阪部会長 ありがとうございます。それではどなたからでも構いませんので、修正案について御意見、御質問がある方は挙手の上、御発言いただければと思います。

それでは三輪委員。

三輪委員 資料1の1番で、次期計画でも同様に明記すべきということに対して、温室効果ガス排出量の問題ですね。そこにあるように「1990年度と比べると4.9%増加しています」と追記してあります。これはよろしいのですが、31番で、温室効果ガス排出量の指標を入れるべきではないかという意見に対しては、指標を入れないという回答なのですが、2013年度で4.9%増加しているというのは、本来ならば何%減らすべきというところが増えているということですよ。ですので、31番でいえば、この計画は2019年度から10年間の計画なので、やはり、どれくらい減らすべきなのが4.9%増えているということなのかという確認と、今後10年間で増えているものを減らすというような、そういう指標というのは必要ではないかと、31番で結論は出ている状況なのですけれども、もう一度確認をしたいと思います。

次に資料3の再生土のところ、各市町村から、県が再生土条例をつくりましたけれども、いろんな御意見が出されています。大変厳しい御意見も出されていますが、質問ですが、3ページの12番、「廃棄物を原料としたリサイクル製品の認定制度の導入により」という記述があります。これは今ない制度をこれから県が導入していくというような理解でよろしいのでしょうか。これはどういうものなのでしょうかとということで具体的に今わかる範囲で結構なので、お示しいただければと思います。

あとは意見なのですけれども、石炭火力発電所の問題では、石炭火力発電所は今後10年間の計画の中では、世界の流れからすると撤退と言いますか、千葉県ではこれ以上石炭火力発電所はつくらないということで私は思うわけなのですけれども、具体的にはそのような表現にはなっていないけれども、叙述がいくつか関連してあります。昨年末に、千葉市における石炭火力発電所ですね、中国電力は千葉市でJFEスチールと

進めていた石炭火力発電所の新設を中止すると発表し、報道されております。やはり世界的にも抑制の流れが強まる中で、採算が見込めず中止ということで、もはや事業として成り立たないということがあらためて明らかになったと思います。これに対する県の見解はどうかお聴きしたいと思います。

最後に原発の問題ですが、これも昨年末に新たな状況があったと思います。経団連の中西会長が、もう限界だということで原発輸出、英国における原発輸出が行き詰っていることを社会的に明らかにされました。福島原発のように安全神話が崩れただけではなくて、この原発についても安全対策のためのコストということで行き詰っているということでもありますし、今後 10 年間の計画の中ではやはり原発によって千葉県も重大な影響を受けているわけですから、今回記述はされていませんけれども、あらためて石炭火力発電と同時に原発の問題、昨年末に新たな状況がありましたので、これは意見として表明させていただきます。以上です。

倉阪部会長 御意見のあった件について、まずは温室効果ガス排出量の件ですか。

平川循環型社会推進課副課長 循環型社会推進課でございます。まず、一つ目の温室効果ガス排出量の関係でございますが、前の千葉県地球温暖化防止計画というのがございまして、そちらでは 1990 年と比べて 2000 年度ということで 1.3%の減少を目指しておりました。その結果で 2008 年から 2012 年で結果としては 3.7%の増加でございました。こちらに記述してありますのは、2013 年度の数字ですので、こちらとは整合がとれていないのですが、いずれにしても減少を目指しましたけれども、増加していたということでございます。

次の 31 番の主体別の目標に関してでございますが、こちらにつきましては、排出量については後ほど報告させていただきますけれども、地球温暖化対策実行計画の方で進捗管理をしていきますので、こちらの目標としましては単位当たりのエネルギー消費量で考えさせていただききたいと思います。

次に、リサイクル製品認定制度についてでございますが、こちらは廃棄物の適正なリサイクルを推進するという意味で、リサイクルされた製品を積極的に活用してことを現在検討中で、今後導入していくことを考えております。

熱田環境政策課副課長 環境政策課です。石炭火力発電所、蘇我火力の12月の中止の件についての県の見解ですが、県としましては環境アセスメントの中で厳しい意見を入れさせていただいておりましたが、事業者としましては環境を含めたあらゆる方面から採算性、事業性を御検討された結果、石炭をやめてLNGについての検討を始めるものと理解しております。

倉阪部会長 原発については御意見ということですのでいいですね。蘇我の石炭火力が止まって、私もよかったなと思っております。これは環境政策と言いますか、そこに手を出した民間企業はこの後、大変な目にあうのだろうということもあって、適切な経営判断がされたというように私は喜んでおります。原発についても従来の方法に拘泥していると、次の新しいビジネスチャンスを逃してしまうという思いでおりまして、やはりエネルギー転換は新しいビジネスチャンスを生むものですので、それを取りに行かないといけない。まさにそれが環境と経済の好循環だと私は思います。

それでは他の方、いかがですか。

池邊委員 大体修正していただいたのですが、これはこの計画に対するスタンスの問題なのかもしれないのですが、私は今回のSDGsというのは今までの循環型社会とかISOで進めてきたようなことにプラスして、もう一段階、事業者の責任が明確になってきたと思っております。他県では結構、地方自治体と企業がどうやってこの問題に向かっていくかということを探求していこうという動きもあるのですが、今回の書きぶりでは主に生物多様性のところと外来種で、その部分が今までとは違うという感触があるのですが、そういった部分に対して企業の積極性を促すようなニュアンスが感じられないので、もちろん東京都などと比べると本社機能が千葉にあるかどうかという問題はありますが、かなりの工場とかもございまして、どちらかというとそのあたりをもう少し書きぶりとして、目標としてはおけないのかもしれませんが、このままだと事業者に対する働きかけがほとんどないように思われるのですが、いかがでしょうか。後ろの方に推進体制ですかね、ということを見ても基本的には豊かな自然環境の保全と自然との共生ということで担当部署を設置するとか、指針、宣言等を策定する、参加、協力するということは書いてあるのですが、これはこういうふうに参加するとか、設置するとか書かれても、まったく目標数字とかないわけですし、

どのように進めているかということをおの県の方が把握したり、県民が実際に実感したりすることができるのかということの方が足りないように思います。いかがでしょうか。

倉阪部会長 自然関係で企業への働きかけが薄いということですか。

池邊委員 そうですね。今までのいわゆる環境共生型とか循環型社会という中では、リデュースとかそういうものは今までの中の一般的なものの中でやられていて、新しいアプローチとしては豊かな自然環境の保全と自然との共生というところと、野生生物の保護と適正管理というところにも企業のスタンスが入るということは今回のSDGsだというふうに、我々の業界の中では理解していて、そういった動きを既に進めているところもあるのですが、そういった部分であまり積極性がなく、書かれていることを実際にどういうふうに推進されていくのか、目標値もない中で、どう考えたらよいのかをお聴きしたいと思います。

倉阪部会長 いかがでしょうか。

古谷野自然保護課副課長 自然保護課でございます。生物多様性に関する企業への働きかけというか、そういったことだと思いますが、書き方が不足だったかもしれないのですが、私どもとしては多様な主体による生物多様性の保全ということで考えておりましたが、具体的には企業に関しては生物多様性ちば企業ネットワークを起ち上げて運営しております、現時点では15社でございますが、今後またそのネットワークを広げていきたいと思っております。現在やっておりますのは生物多様性に関する啓発の部分を企業の方と一緒にやっていただいたりとか、具体的に清掃活動なども一緒にやるような形の活動をしております。また、年1回か2回ですけれども、企業向けのセミナーをしております。現状としてはそのような取組を行っているところでございます。

池邊委員 それだけだと、現状のCSRとか環境報告書に書かれているものと、なんら進行しているというスタンスが感じられないので、そこをもう少し、参加するというよりは生物多様性ちば企業ネットワークを主体的に推進するとか、企業がもっと主体となってやっていくべきというところを少し強化するような文言に変えられないかと思

います。既に経団連とかはSDGsに関して自分たちがやらなくてはならないと非常に強く意識して、私は環境省の会議などで感じているところだと、行政よりも先にやろうとしているのですが、行政の受け入れが足りないというぐらいにやらなくてはならないという意欲をCSRの時よりは強くお持ちだと思いますし、SDGsそのものもCSRの貢献という部類ではなくて、もう一步進めて企業もやらなくてはいけないというものだと思います。そこがなんとなく今までと同じようないわゆる貢献というところにとどまっているように思えるので、もう少しそこを進めたような表現ができないかと思っています。

古谷野自然保護課副課長 今いただいた御意見を踏まえまして、調整させていただきたい
と思います。

倉阪部会長 他の方はいかがでしょうか。

平川循環型社会推進課副課長 先ほど回答した内容で間違いがございましたので、申し訳
ございません。一番最初の温室効果ガス排出量で1990年比の話があったかと思いま
すけれども、千葉県地球温暖化防止計画では1990年比で2008年から2012年の5年
平均で1.3%の減少を目指していましたが、結果として3.7%の増加ということでござ
いました。先ほど2000年という話をしてしまいましたけれども、1990年比で2008年
から2012年で1.3%の減少というところを目指しましたが、3.7%の増加ということ
でございました。

三輪委員 またその話をすると、現状がよくない結果ですので、またこの計画の話に戻し
ますと、今後10年間で、スタートの年度がいろいろになって混乱してしまうのです
が、10年間で減らすのが非常に増えていた。今後、どのように減らしていくのかとい
う数種もね、カウントの仕方を変えるというのも手法としてあるかもしれませんが、
具体的な数値を今後10年間できちっと明記していくというのは非常に単純な話とし
て大事なことだというふうにもう一回繰り返して言いたいと思います。

それと関連して、20ページのところで下線を引いていただいております「一定規模
以上の事業者による取組の促進」というところで、国に任せるのではなくて、県とし
て、「各業界の自主的な行動計画に基づく排出量削減の取組状況、国や他都道府県の動

向等を踏まえた上で、事業者による計画的な削減を図るための仕組みについても検討します」ということで、これ以前に「必要であれば」というところを「必要であれば」を削除して、検討しますという表現にして今回の計画に盛り込んでいただいていると思うのですね。最後ということで、今の池邊委員の考え方とちょっと似ているのですが、やはりこれは「検討します」ではなく「実施します」とか「つくります」とか、そういう強い表現で、計画としてはすべきだというふうに、もともと私の意見なのですが、強い姿勢で計画というものを記述していただきたいと思います。そうなっていないわけなのですが、では国や他都道府県の動向等、これについては今現在どういう現状ですか。最新の現状で、前回の議論のときと変わっていないかもしれませんが、47都道府県の中で関東ではどうでしたか。全国ではいくつの県が条例をつくって、国任せではなく、県としても把握している状況があったと思うのですが。現状はどうで、そのことについて県の認識はどうでしょうか。

平川循環型社会推進課副課長 循環型社会推進課です。計画書制度については、30都道府県で導入されています。関東では、埼玉県、神奈川県、東京都で導入されています。県としては、温対法に基づく排出量算定報告制度が導入され、さらに省エネ法に基づく定期報告制度が運用されており、一定の効果が確保されていると考えているため、記述については、そのような形にさせていただきたいと考えています。実際に産業部門の二酸化炭素排出量については大幅に減少しているため、そのことも踏まえ、そういうことで考えたいと思います。

倉阪部会長 すみません。そこは後ろ向きな発言では少し困ります。県が同じタイミングで情報をもろうということだけですよね。企業に追加的な負担を求めるものではなく、国に報告する同じタイミングで県に報告してもらうことで、より臨機応変に政策を検討するための基盤をつくるということですから、排出量が減っているからよいというわけではありません。状況をできる限り国と同じタイミングで県でも把握し、政策の検討に反映するというだけの話ですので、政策の基盤として検討していただきたいと思います。業界が自主的に取り組んでいるとのことですが、業界のアウトサイダーもいますし、フリーライダーもいるかもしれませんので、業界でコントロールが効かないところが必ず出てくるので、一定の制度が必要だと思います。それは、私の意見です。他の方はいかがですか。

佐々木委員 東京大学の佐々木です。私の意見への対応は、適切になされていると判断していますので、新しい指摘を1つしたいと思います。以前にお話したことがあり、入れ込むのは簡単ではないと思いますが、端的に話すと、私は水環境等を研究していますが、特に沿岸域、例えば九十九里浜の侵食問題や東京湾の生物の生息場である干潟や浅場が減少していることを考えたときに、陸域からの土砂の流れが止まっている問題があります。本来であれば、山から川を通して海まで流れていく土砂の流れがあって、それにより養分も運ばれ、生物の生息基盤である土砂も運ばれてきます。近年では流砂系と呼ばれ、砂や土砂が流域から海まで連続的に流れていく、そのような流砂系を保全していく必要があると、以前から国土交通省や環境省、海洋基本計画などでもうたわれているところです。そういう視点での記述がないように思いますので、可能であれば、川から海までの土砂の流れや、それによる生物による生息基盤の保全のような話を、例えば、42ページの自然環境の保全で、里山・里海や生物多様性の話が出ているのでこのような箇所ですとか、具体的な話としては47ページに出てきますが、ここでは漁業の話と九十九里については養浜等が記載されていますが、川から海への連続性の記載が弱い印象があるため、具体的には例えば、ダムに堆積した砂の活用や河口に堆積している土砂を活用して、砂浜を再生するとか、生物の生息場を再生するなど、そういうことまで記載できるとよいと思います。

倉阪部会長 今回の件はいかがでしょう。

渡部環境政策課主幹 佐々木先生の御意見につきましては、前回の部会でもいただいた御意見で、土砂の流れという話が前回も出ていましたが、少なくとも干潟を維持・再生とするだけでも大分違うということで、今回、新たに再生を加えた対応になっています。

中村環境政策課政策室長 御指摘いただいた点は、とても重要であると認識しています。国土交通省等でも検討が進められているということは聞いているため、動きは注視しているところです。実際に対策となると、県土整備部が関係しているため、意見交換をしているところですが、なかなか具体的な事業に結び付けるレベルではなかったた

め、申し訳ないですが、必要最小限の修正に留めさせていただいたというのが正直なところです。

佐々木委員 ありがとうございます。関連して、一番わかりやすい例が、ダムの堆砂や河口のしゅんせつ土であり、あまり有効に活用されていないと聞いています。それから、私は他都県で発生する土砂を千葉県の湾奥で活用することの可能性を期待していますが、県をまたぐことは基本的にだめだという話を聞いています。恐らく調整が難しいのだろうと理解していますが、今後、そのような流れを作ってほしいということもあり、今回文言に加えることは難しいと思いますが、引き続き検討いただければと思います。

中村環境政策課政策室長 この件については、先ほども御説明したとおり、また、先生からもおっしゃっていただいたので、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

池邊委員 今後どう記述をするか考えておいていただきたいということなのですが、内容としては森林環境税のことです。森林環境税は4月から始まりますし、各市町村が所管ですので、県がどうこうするのは難しいと思いますが、一方で千葉県は森林や里山が多いところですし、耕作放棄地や森林が放置されているところも多いわけです。一方で25ページに市町村への取組支援ということが記載されていますが、市町村の実行計画などは積極的に定められていない状況です。そうすると税の利用目的が、地元県産材を利用するのはよいのですが、ハウスメーカーの助成ということで、なるべくハウスメーカーが作る木材型のものを使いましょうと流れてしまうきらいがあります。ですから、森林環境税について、今後、環境基本計画にどのように盛り込んでいくか庁内で検討して、考えておいていただきたいと思います。

中村環境政策課政策室長 御指摘の点は認識をしているつもりです。所有者が不明確な森林を市町村が管理するという制度も導入されており、今後、どういう形になっていくか見極めながら、改訂の時期等に向けて検討を進めていければと思います。

畠山委員 最近のアスベストの問題として、計画案では吹き付け塗装のアスベスト建材を使用した建物の解体には言及されていますが、今後、アスベストを含む建材そのもの

が規制の対象となることについてどう考えていますか。それから水について、マイクロプラスチックについて以前述べましたが、モニタリングを進めますと記載されていますが、最近では、ストローやレジ袋について対策ができている段階で、単にマイクロプラスチックについてモニタリングをしますとしてよいのか、考えを聴かせてください。

山縣大気保全課副課長 大気保全課からアスベストの関係です。畠山先生がおっしゃるとおり、現在、環境省の委員会で大気汚染防止法の改正に向けた検討が行われており、一部の建材を法の対象に追加する動きがあるところです。

今後、解体工事の増加が見込まれている中で、法対象に追加される建材等についても、しっかりと指導・規制を行ってまいります。

倉阪部会長 マイクロプラスチックについてはいかがですか。

平川循環型社会推進課副課長 循環型社会推進課です。水質関係ではなく、循環型社会の構築ということで、計画の 31 ページになります。先生がおっしゃるレベルまで踏み込んでいないのかもしれませんが、主な取組「プラスチックごみの削減」で、「プラスチックによる海洋汚染を低減するため、国の動向を踏まえながら、本県においても、使い捨てプラスチック容器の使用削減やポイ捨てを防止するための普及啓発や海岸等の清掃活動の活性化等に取り組みます」ということで記載をしています。

倉阪部会長 よろしいでしょうか。他の方はいかがでしょうか。

桑波田委員 桑波田です。私の意見を取り入れてくれてありがとうございます。今日は瀧委員がお見えになっていませんが、資料 1 の 27 の「環境学習における連携・協働の推進」で、「事業者・団体」という言葉を入れていただいてありまして、私も普段は市民団体ですので、いろいろな主体と連携していくときに、例えば、温暖化対策推進委員会の協議会があったり、いろいろな民間団体という形もあるかなと思ったときに、グルーピングが難しいと思いました。例えば、NPOやNGOの大きな動きも入っていますので、ここの括りは、今日は瀧委員がいらっしゃいませんが、事業者の企業同士の連携というか、団体を持っていらっしゃることをおっしゃっているのだな

と見ているのですが、大きく見て捉えたら、民間団体という中に、カッコで括りでNPO、NGOとか、協同組合とか、協議会というのは難しいのですが、自治会とか、そういう括りをしてあったときには、今、多様な主体と一緒に連携してやっていきたいと思いますというSDGsの大きなパートナーシップというところもあるで、ここら辺はどのように考えたらよいのかなとちょっと思いまして、括りの中に入れていただくというのもわかりやすいのかなと思いました。瀧委員のおっしゃっていることに反対ということではなくて、もう少し大きな括りの中に入れて、例えば、生活協同組合は事業者ではないと私たちは言われることがあるのですが、かなり環境活動は進めているので、どのようにすればよいのかなと思いましたので、一言、言わせてもらいました。

倉阪部会長 いかがでしょうか。

平川循環型社会推進課副課長 「事業者・団体」を入れたのは、事業者が入っている団体というものがあって、そちらとも連携をしているということで、瀧委員から意見をいただきまして入れたものです。桑波田委員がおっしゃるとおり、いろいろな団体があると思うので。

中村環境政策課政策室長 おっしゃるとおり、一般社団、公益財団、株式会社などいろいろな組織があって、企業の連携組織があって、それぞれいろいろな団体の性格を持っているので、視点の取り方でいろいろな括り方はあると思います。事業者も積極的に取り組んでくるようになったので、ある意味、民間団体という括りで分けずにまとめて考えるということもあると思います。しかし、事業者に積極的に環境学習に取り組んでいこうという具体的な団体が出てきていて、そのところをきちんと捉えて書き込みたいというのが瀧委員の思いがありますので、捉え方はいろいろあると思いますが、瀧委員の思いを尊重していただければというのが正直なところです。

桑波田委員 私もそこは十分わかっていて、そのときに難しい視点だなと私も思いながら、もっと多様化しているところもあるので、括り方を広めていかないと、市民活動という括りの中で見たときに、ちょっと申し訳ないかなと思い、事業者と団体が並列してあるのはわかるのですが、そういう並びを見たときに、市民団体は他にもあるので、ちょっと思ったところです。

中村環境政策課政策室長 実際、活動にあたって、企業、あるいは企業の団体とNPOが協働連携して事業を動かすということがあると思いますので、そういうところも見ながら、施策の推進に当たっては臨んでいくということによろしいでしょうか。

桑波田委員 大丈夫です。今後の計画を実行する中で、そういう形で広げた方が参加しやすいと思います。

中村環境政策課政策室長 ありがとうございます。

倉阪部会長 他の方がいかがでしょうか。では、河井委員。

河井委員 私の提案した意見については、計画に反映していただいたので、特に意見はございません。二酸化炭素の排出量等については、先ほど、倉阪部会長からも話がありましたとおり、各企業で国に提出していますので、データを県でも活用していただきつつ、今回の二酸化炭素問題は、二酸化炭素の排出量のみならず、いろいろなエコプロダクトやエコソリューションを含めたところで、各事業体が二酸化炭素の排出量を多面的に削減していくという計画を組まれていますので、それぞれの事業ごとに実行しております計画、鉄鋼業においてもさらに2100年を見据えた削減計画を今検討しているところでありますので、そのような計画を把握してもらった上で、今後の排出削減の実行状況等を県でも確認してもらい、その動向を踏まえて、今後さらに削減のアイテムが出てきたときに議論をさせていただければと思います。

倉阪部会長 コメントとして受けとらせていただきます。私から1点修正の意見があります。30ページの「目指す環境の姿」で、第1節の「省エネルギーの促進」のところでは「全ての県民や事業者」に修正したのですが、循環型社会のところでは「全ての県民が」になっているので、同じように「全ての県民や事業者」に修正するのが望ましいのかなと思います。片方だけに事業者を入れると目立つので、両方に入ればよかったのですが、いかがでしょうか。

平川循環型社会推進課副課長 その方向で修正させていただきたいと思います。

倉阪部会長 環境基本計画については、先ほど渡部さんからお話があったように、広報版においては、用語集や写真や図が入ります。本当は用語集や写真や図表は重要であるため、次期環境基本計画では審議会で議論したほうがよいと思いますが、今回は県にお任せするということになります。ですので、部会で検討した範囲は、最後に我々の名前も掲載すると思うので、用語集や図表などは審議対象にしなかった旨を記載してもらいたいと思います。用語集に関する意見も委員からありましたので、県にお任せしたところとわかるように記載していただければありがたいです。

中村環境政策課政策室長 承知しました。その方向で検討させていただきます。

倉阪部会長 それでは概ね本日の議論で、事務局から説明があった修正案を御了承いただいたと思いますが、池邊委員からの生物多様性に関する企業向けの働きかけについては検討するとのことですので、事務局で検討していただき、委員の皆様が確認した上で千葉県環境基本計画を承認するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

倉阪部会長 ありがとうございます。それでは、事務局の検討結果を確認した上で、計画案を承認することとしたいと思います。なお、計画の承認後、審議結果については、環境審議会運営規程第6条に基づいて私から会長に報告させていただきます。その後、会長の同意を得て審議会の議決とし、知事に答申されることとなります。事務局から何かございますか。

渡部環境政策課主幹 これまで企画政策部会4回にわたり御審議いただきまして、ありがとうございました。今後につきましては、倉阪部会長と池邊委員と調整を図りながら、皆様に御了解を得た上で、年度内に決定したいと思っておりますので、よろしく願いします。

議事（２）千葉県地球温暖化対策実行計画の平成 29（2017）年度取組実績等について

倉阪部会長 ありがとうございます。以上で審議事項が終わりました。次に報告事項がございます。千葉県地球温暖化対策実行計画の平成 29 年度の取組実績等について、事務局から説明願います。

平川循環型社会推進課副課長 循環型社会推進課の平川でございます。千葉県地球温暖化対策実行計画の平成 29 年度取組実績等について説明いたします。着座にて説明させていただきます。

まず、2015 年度の千葉県の温室効果ガス排出量の算定結果について御説明いたします。資料 4 を御覧ください。2015 年度における温室効果ガス排出量は、7,708 万 4 千トン-CO₂ でした。なお、本県で排出量算定に使用しております都道府県別エネルギー消費統計について、推計方法等の変更によりまして、2014 年度から精度の向上が図られたこと、また、総合エネルギー統計の改訂が行われ、過去に遡って数値が更新されたことから、2013 年度及び 2014 年度の排出量についても改めて算定を行っています。その結果が表 1 でございます。2015 年度の排出量は、基準年であります 2013 年度の排出量 8,486 万 9 千トンに比べまして、9.2%減少しておりました。また、前年度、2014 年度に比べまして、5%減少しておりました。その下の表 2 が 2015 年度の温室効果ガス排出量の部門別の内訳でございます。

次に 2 ページをお開きください。千葉県におけます温室効果ガス排出量の推移を示したグラフでございます。2007 年度以降が減少傾向、2011 年度以降が増加傾向にありましたが、2013 年度以降再び減少傾向にございます。先ほどと同様に、統計の推計方法の変更に伴いまして、2013 年度についても改めて算定を行っておりまして、計画策定時の数値とは異なることから、計画策定時の数値を合わせて記載させていただいております。

続いて 3 ページを御覧ください。千葉県地球温暖化対策実行計画では、主体別に取組目標を設定しておりますが、その進捗状況を示したものが表 3 のとおりでございます。主体別に見ますと、家庭、製造業につきましては、目標達成に向け概ね順調に推移しておりますが、運輸貨物につきましては、削減率がマイナス、つまり増加ということで、基準年度に比べて増加しておりました。これにつきましては、貨物輸送トンキロが減少しているにもかかわらず、燃料消費量が増加していることが要因で、空荷

での走行が増えたとか、輸送効率が下がった可能性がございます。例えば、ネット通販の増加ですとか、再配達が増加などが考えられますが、詳細については不明でございます。

以上が 2015 年度の千葉県における温室効果ガス排出量の状況です。なお、詳細なデータについては、詳細資料として別途配付しておりますので、そちらを御覧ください。

次に、千葉県地球温暖化対策実行計画の主な取組の平成 29 年度実績について説明いたします。主要な取組について、簡単に説明させていただきます。

まず 1 つとして、再生可能エネルギー等の活用でございますが、住宅用省エネルギー設備等導入促進事業として、市町村と連携しまして、太陽光発電設備 781 件など、設置費の助成を行っております。また、水素社会の構築に向けた取組としまして、エネファームにつきましても 1,142 件、設置費の助成などを行っております。

2 つ目の取組、省エネルギーの促進としまして、家庭用蓄電池の設置費用の助成を 998 件行っております。2 ページを御覧ください。さらに、事業所の自主的な取組を促進する登録制度ということで、平成 28 年 10 月から実施しておりますけれども、CO₂CO₂スマート宣言事業所登録制度ということで、29 年度末で 590 件の登録となっています。

3 つ目の主な取組としまして、温暖化対策に資する地域環境の整備・改善でございますが、間伐などの森林整備への支援を行いまして、その整備面積は、約 96.5 ヘクタールでございました。

4 つ目としまして、循環型社会の構築の主な取組としまして、3R 推進事業ということで、レジ袋の削減、食べ残しの削減、マイボトル・マイカップの持参等について、登録制度の周知や普及促進を行いました。登録件数は、その下にあるとおりでございます。

3 ページを御覧ください。5 つ目の横断的施策その他としまして、地球温暖化防止活動推進員によります出前講座の実施ですとか、環境講座の開催など、環境学習や保全活動の支援等に取り組みました。

なお、全ての事業の実績を取りまとめたものが別にまとめてあります A3 の 3 枚のものでございます。

主な取組に関する平成 29 年度の実績についての説明は以上です。最後に、環境学習について説明させていただきましたけれども、こうした地球温暖化問題に対応する

には私たち一人ひとりの自主的な取組が必要であり、そのためには、県民、NPO、学校、事業者、行政などのあらゆる主体が協働して環境学習に取り組み、環境保全活動に主体的に行動できる人材を育成していく必要があります。こうしたことから、県では、環境学習等の行動計画を来年度中に策定したいと考えております。3月に改めて企画政策部会を開催いたしまして、現状と課題、今後の方向性等を説明させていただきまして、御意見を伺いたいと考えております。委員の皆様には、お忙しいところ恐縮ですが、引き続きよろしく願いいたします。なお、日程につきましては、今週中には御連絡させていただく予定です。

倉阪部会長 私から、二酸化炭素排出量について算定方法の一部見直しが行われていて、かなり減っているのですが、家庭部門が基準年比で22.7%、2013年から2015年の2年間でこんなに減るわけがないと私は直感的に思うのですね。算定方法見直し前の過去の算定方法でやった場合はどういうふうに推移するのかというのは、県としてちゃんと押さえておかないと。最近いろんな統計が、いろいろ見直しが行われて数字が変わっていくということがございます。見直しが行われたということで鵜呑みにしてそれを使ってしまうと政策を誤る可能性があります。算定方法が前の形でやるとどうなるのか、なぜ算定方法の見直しが行われたのか、それが妥当かどうか、県としてやはり評価するようなことをちゃんとやらないと間違うのではないのかなと。ちょっとこの家庭部門の減り具合は、何か数字の誤りがあったようなそのレベルの減り具合だと私は思っています。そんなに急激に減るとは思わないですね。2011年ですらそんなに減っていないですし、それ以上の減り具合が2年連続というのは、何が起こったのだというレベルです。ちょっとこれは疑ってかからなきゃいけないレベルだと私は思います。

平川循環型社会推進課副課長 統計自体が2014年度以降見直されてしまっているのです、その前の方法による数値が入手できない状況になっています。

倉阪部会長 具体的にどういう見直しが行われたのかというのをちゃんと把握して、追えるものであれば、それで集計してみるとか、そこは検証する必要があるのではないかなと思います。

平川循環型社会推進課副課長 わかりました。検証させていただきます。

倉阪部会長 他にいかがでしょうか。最近、統計がちょっと信頼性が疑われるような場面もたくさんありますので、ちょっとこの数字について、減って喜んでよいのかということ、逆に心配になります。

3月にもう一度、部会を開催するという事です。今度は環境学習です。この報告事項についての質問で、今私が問題提起した点は、3月に分かればですね、お教えいただければありがたいと思います。

他に御意見ございますでしょうか。

それでは、質疑の方は以上で終わりにしたいと思います。

これで、本日予定されておりました議題はすべて終了しました。

議事（3）その他

倉阪部会長 事務局から何かございますでしょうか。

渡部環境政策課主幹 特にございません。

倉阪部会長 それでは議事を終了いたします。司会進行を事務局にお返しします。

5 閉 会

司会 長時間の御審議、ありがとうございました。以上をもちまして、千葉県環境審議会
企画政策部会を終了いたします。

以 上